

# ○久米島町放課後児童健全育成事業実施規則

平成30年 2月16日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施することについて、久米島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久米島町条例第 26号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 事業は、保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後及び夏季休業等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るための久米島町放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置するとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、久米島町(以下「町」という。)とする。

2 町長は、事業の全部又は一部を適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人、児童の健全育成活動を行うことを目的に地域住民の組織及び特定非営利活動法人等に委託することができる。

3 町長は、指定管理者を指定している施設で事業を実施する場合は、事業の全部又は一部を当該指定管理者に委託するものとする。

4 前 2 項の場合において、児童の入退会、休会、利用料金の決定等に関し必要な様式は、事業の委託を受けた社会福祉法人等又は指定管理者(以下「事業受託者」という。)が定めるものとする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。
- (2) 遊びへの意欲及び態度の形成を図ること。
- (3) 遊びを通して自主性、社会性及び創造性を養成すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡に関すること。
- (5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりの支援に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全な育成を図ること。

(事業の対象児童)

第5条 事業の対象児童は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 町内の小学校又は特別支援学校の小学部に在学していること。

(2) 児童の保護者、同居の親族等のそれぞれが次のいずれかの状態にあること。

ア 居宅外で労働することを常態としていること。

イ 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

ウ 求職活動のため日中居宅外にいること。

エ 就学又は技能訓練をしていること。

オ 妊娠中又は出産後間がないこと。

カ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

キ 長期にわたり、疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

ク 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

ケ 虐待又はDV(ドメスティック・バイオレンス)のおそれがあること。

コ アからケまでに掲げる状態に類すると町長が認める状態にあること。

(開設場所)

第6条 児童クラブを開設する場所は、町長が定める場所とする。

(開設時間)

第7条 児童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる開設日の区分に応じ、当該各号に定める開設時間とする。

(1) 平日(授業を行う日をいう。) 授業の終了後から午後6時まで

(2) 土曜日 午前8時から午後6時まで。ただし、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条ただし書の規定による授業を行う土曜日については、授業の終了後から午後7時まで

(3) 学校休業日(春季、夏季、冬季、学年末、学校行事に伴う振替休日等) 午前8時から午後6時まで

(休業日)

第8条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、町長又事業受託者は、必要があると認めるときは、日曜日その他の休業日においても開設し、又は開設日においても休業することができる。

(申請)

第9条 児童クラブの利用を希望する児童の保護者(以下「申請者」という。)は、久米島町児童クラブ入会申請書(様式第1号。ただし、第3条の規定により、事業受託者が事業を実施する場合は、当該事業受託者がこれに準じて定める様式とする。様式第2号から様式第9号までについて同じ。)、就労証明書(様式第2号)又は久米島町児童クラブ入会要件申立書(様式第3号)その他町長が必要と認める証明書を町長又は事業受託者に提出しなければならない。

(入会)

第10条 町長又は事業受託者は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容を審査し、その結果を久米島町児童クラブ入会承認通知書(様式第4号)又は久米島町児童クラブ入会不承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長又は事業受託者は、入会希望者が定員を超過した場合は、児童の年齢、入会が必要な要件、保護者の就労時間、入会の継続性その他家庭の状況等に基づき、より事業の必要性の高い児童を優先して入会を決定するものとする。この場合において、ひとり親家庭や障害児、要保護児童等、特別な支援を必要とする児童の利用について、適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り優先的な受入れに努めるものとする。

3 町長又は事業受託者は、児童クラブへの入会を承認したときは、当該児童について久米島町児童クラブ登録台帳に登録するものとする。

(退会)

第11条 入会した児童(以下「入会児童」という。)が児童クラブを退会する場合において、その保護者は、久米島町児童クラブ退会届(様式第6号)を町長又は事業受託者に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会児童を退会させることができる。

- (1) 第5条各号に規定する状態に該当しなくなったとき。
- (2) 入会児童が転学したとき。

(3) 利用料金の滞納期間が、第14条第5項に規定する納入期限から起算して2月以上になったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が必要と認めるとき。

3 町長又は事業受託者は、前項の規定により入会児童の退会を決定した場合は、久米島町児童クラブ退会決定通知書(様式第7号)により、保護者に通知するものとする。

(休会)

第12条 入会児童が児童クラブを1月以上休会するときは、当該入会児童の保護者は、久米島町児童クラブ休会届(様式第8号)を町長又は事業受託者に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第13条 入会児童の保護者は、児童クラブの入会の際に申請した事項に変更を生じた場合は、速やかに久米島町児童クラブ申請事項変更届(様式第9号)を町長又は事業受託者に提出しなければならない。

(利用料金)

第14条 町長又は事業受託者は、事業を実施するために必要な経費の一部を利用料金として、児童クラブに入会している児童の保護者(以下「保護者」という。)から徴収することができる。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 町が直接児童クラブを開設する場合 別表第1に掲げる金額の範囲内で、町長が定める額

(2) 事業受託者が児童クラブを開設する場合 別表第1に掲げる金額の範囲内で、事業受託者が町長と協議の上、定める額

3 月の途中で入会又は退会をした児童の利用料金は、前項の規定により定められた利用料金の額に当該児童の利用した日数を乗じ、当該月の児童クラブの開設すべき日数で除した額とする。この場合において、算定して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 第12条の規定により児童クラブを休会する児童の休会中の利用料金は、徴収しないものとする。ただし、月の途中で休会した児童の利用料金の算定方法については、前項の規定を適用する。

5 保護者は、各月の利用料金を当該月の末日までに納入しなければならない。

6 事業受託者が事業を実施するときは、利用料金を当該事業受託者の収入として收受す

ることができる。

(利用料金の免除)

第15条 町長は、別表第2の規定により利用料を減額又は免除することができる。

2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする保護者は、久米島町児童クラブ利用料金免除申請書(様式第10号)により、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請の内容を審査の上、その可否を決定し、久米島町児童クラブ利用料金免除承認・不承認通知書(様式第11号)により保護者に通知するものとする。

4 前項の規定により、事業受託者が収受すべき利用料金の免除が承認された場合は、町長は、その利用料金の全額を補填するものとする。

(児童クラブの認定の要件)

第16条 事業を委託することができる児童クラブは、次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 児童クラブは、各小学校区を設置の単位とする。ただし、必要に応じて、複数の小学校区を設置の単位とすることができる。

(2) 児童クラブの定員は、条例第11条第4項の規定に従い放課後児童を受け入れるものであること。

(3) 児童クラブには、条例第11条第3項の規定に該当する放課後児童支援員(以下「児童支援員」という。)を同条第2項の規定に従い配置すること。

(4) 障害児を受け入れる場合にあっては、前号の規定より配置される児童支援員に加えて専門的知見を有する支援員(以下「障害児加配支援員」という。)を配置すること。

(5) 児童クラブを実施する場合にあっては、年間250日以上実施しなければならない。

(6) 事業の経費に係る経理を他の会計と区分し、明確にしておかななければならない。

(7) 事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに、事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

(8) 児童クラブの適正、かつ、円滑な運営を図るために地域の自治会の代表者、小学校の代表者、民生児童委員、放課後児童の保護者の代表者等で組織された運営委員会等を設置していること。

(9) 児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、年間で児童支援員等の計画的な研修を実施するとともに、都道府県知事が行う児童支援員等の研修を受講すること。

(10) 運営に関する重要事項について、会則等の規程を定めていること。

(11) 政治的又は宗教上の組織に属するものでないこと。

(12) 事業を行う場所として使用する施設は、条例第5条第6項及び第10条の要件を満たした施設又は地域の集会所等の公共的施設等であること。

(認定の手續等)

第17条 町長は、認定を受けて事業を実施しようとする児童クラブは、放課後児童健全育成事業協議書(様式第12号)、放課後児童健全育成事業実施計画書(様式第13号)、放課後児童名簿(様式第14号)及び放課後児童健全育成事業歳入歳出予算書(様式第15号)を毎年度町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する協議を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、当該認定をした児童クラブ(以下「認定児童クラブ」という。)と久米島町放課後児童健全育成事業業務委託契約書(様式第16号)により委託契約を締結するものとする。

(放課後児童支援員及び補助員等の職務)

第18条 放課後児童支援員及び補助員等は、継続的、かつ、計画的な指導に当たるものとし、職務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指導計画の立案及び実施に関すること。

(2) 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

(3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

(4) 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

(5) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

(6) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

(7) 児童虐待など保護を必要とする児童の早期発見に努め、その対応を図ること。

(8) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

(関係機関との連携及び協力)

第19条 事業は、次に掲げる関係機関との連携及び協力を得て行うことができるものとする。

(1) 認定児童クラブについては、地域の児童に関係のある児童福祉施設及び学校等と連

携を図るとともに児童の遊び等の指導については、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

(2) 認定児童クラブだより等を発行し、広報に努めるものとする。

(3) 民生児童委員、母親クラブ等の児童育成組織等の協力を得て、その活動の推進を図るものとする。

(4) 児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、久米島町要保護児童対策地域協議会を活用しながら、児童相談所、保健所等の関係機関と連携して対応を図るものとする。

(安全対策)

第20条 町長又は事業受託者は、児童の安全の確保に十分留意するとともに、児童の事故等に起因する損害を補填するための保険に加入しなければならない。

2 児童が認定児童クラブの活動時間中に傷病のため医師の治療を受けた場合、その治療に要した費用は保護者の負担とする。

(委託料)

第21条 町長は、事業受託者に対し、予算の範囲内でその運営費を支払うものとする。

2 町長は、障害児を受け入れるため、障害児加配支援員を配置した事業受託者に対し、予算の範囲内で当該支援員の配置に要した費用を支払うものとする。

(事業の変更又は廃止・休止)

第22条 事業受託者は、変更又は廃止、休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出て、町長の承認を得なければならない。

(認定の取消し)

第23条 町長は、事業受託者の運営がこの規則又は委託契約の内容に違反することその他事業を委託することが適当でないとき認めるときは、認定を取り消し、委託契約を解除することができる。

(帳簿の整理保存)

第24条 事業受託者は、次の各号に掲げる帳簿等を備え、当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 経理関係帳簿 10年

(2) 児童名簿、児童支援員名簿等 10年

(3) 児童出席簿、児童支援員出勤簿、日誌等 5年

(4) 入会及び退会に係る書類 5年

(5) 運営委員会等会議録 10年

(調査等)

第25条 町長は、必要があると認めるときは、事業受託者に対し、その事業の実施状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

2 町長は、事業受託者における事業の適正、かつ、円滑な運営が図られるよう支援に努めるものとする。

3 町長は、放課後児童の事業の利用に関する相談等を行い、事業の利用促進に努めるものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第14条関係)

名称	金額
放課後児童クラブ	月額10,000円

#### 別表第2(第15条関係)

減免要件	金額	減免額	確認公簿等	備考
生活保護法による被保護世帯	10,000円	月額利用料の全額免除	保護台帳	確認公簿等の更新が行われた場合は、その更新された公簿等の確認を行う。
児童扶養手当受給世帯	クラブの運営経費として徴収される費用(飲食	月額利用料の半額又は、4,000円	児童扶養手当受給者台帳	
就学援助受給世帯	費、行事経費等で受益者が負担すべきと解される費用を除く。)	のどちらか少ない額を減額	就学援助受給者台帳	

様式第1号(第9条関係)

久米島町放課後児童クラブ入会申請書

久米島町長 様

年 月 日

ふりがな		電話番号
申請者(保護者)氏名	㊦	
住所		

放課後児童クラブの入会について、次のとおり申請します。

入会希望児童	ふりがな		性別	入学学校名 (予定を含む)	申請者との続柄
	氏名		男・女	小学校	
	生年月日	年 月 日		年4月1日現在の学年	年

申請理由として該当するものすべてに○を付けてください。(項目の順番は入会の優先順位ではありません。)

保護者が就労しているため	
保護者が病気等のため	
保護者が看護等のため	
その他(右の欄に具体的に記入してください。)	

以下の区分、曜日等の中で、希望するものすべてに○をつけてください。(複数可)

<p>平常利用(学校授業日の月曜～金曜、土曜日、学校休業日を利用する場合)</p> <p>↳ [ 月 火 水 木 金 土 ]</p> <p>土曜日の利用頻度 [毎週 隔週( )] 月1回程度 その他( )</p>
<p>長期休暇利用(春休み、夏休み、冬休み期間を利用する場合)</p> <p>↳ [ 学年始春休み 夏休み 冬休み 学年末春休み ]</p> <p>[ 月 火 水 木 金 土 ]</p> <p>土曜日の利用頻度 [毎週 隔週( )] 月1回程度 その他( )</p>
<p>臨時利用(数日間での利用を希望する場合)</p> <p>↳ [ 希望日( ) ]</p>

利用時間中の緊急連絡先(携帯電話も可)	備考
① 名称： TEL：	
② 名称： TEL：	
③ 名称： TEL：	

家 族 構 成 (※同居家族をすべて記入してください。) (※続柄の欄は、児童から見た続柄を記入してください。)					
氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は 学校・学年	勤務先の 電話番号	緊急時の 連絡先
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
自宅 付近 の 地図	(N)				
児 童 の 健 康 状 態					
(子どもの健康状態について注意して欲しい事項のある場合は、記入してください。)					
-----					
-----					
-----					
※かかりつけの病院があれば記入してください。( )					
健 康 保 険 証	被保険者証記号・番号		保険者番号		

誓 約 書	
久米島町長宛て	年 月 日
	保護者氏名 ㊟
私は、児童クラブに子どもを入会させるに当たり、下記のことを遵守することを誓約いたします。	
記	
1 児童クラブの活動を円滑に進めるために結成された保護者の会へ入会します。	
2 児童クラブ活動中の事故による損害については、入会児童が加入する傷害保険の範囲内で補償を受けることを承諾し、その他の損害については、小学校等の設置者及び管理者に対する損害賠償請求権を放棄します。	

様式第2号(第9条関係)

就 労 証 明 書			
氏 名		雇用年月 (予 定)	年 月 日
雇 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
雇 用 形 態	[常 勤] ・ [臨 時] ・ [パ ー ト] ・ [内 職] ・ [自 営]		
就 労 場 所			
就 労 時 間	<p>時 分 から 時 分 まで (週 日 就 労)</p> <p>時 分 から 時 分 まで (週 日 就 労)</p> <p>時 分 から 時 分 まで (週 日 就 労)</p> <p>※ 交代制の場合は、すべての時間を記入してください。</p> <p>就労を要する曜日( 月・火・水・木・金・土・日 )</p> <p>※ (就労が常となっている曜日に○をつけてください。)</p>		
<p>上記のとおり、就労していることを証明いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業所所在地</p> <p>事業所名</p> <p>代 表 者</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

久米島町放課後児童クラブ入会要件申立書

クラブ入所申込 児童氏名		児童クラブ
久米島町長 宛て		
年 月 日		
住所		
保護者名 (印)		
TEL		
次のとおり、児童クラブの入会が必要な要件について申し立てます。		
入会必要期間	年 月 日 ~	年 月 日

記

①求職活動 (※最長6ヶ月間) ※就労が決定した時は、直ちに「就労証明書」を御提出ください。		
活動予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
②就学 (専門学校、職業訓練校等) ※必要添付資料：在学証明書		
氏名	入会が必要な要件内容	
児童との続柄( )	授業時間 : 時 分 ~ 時 分	通学時間：片道 分
③出産 (入会必要期間・・・ 出産月+前後2ヶ月 ※最長5ヶ月間) ※必要添付資料：母子手帳の写し		
出産予定日	年 月 日 ( 出産 ・ 出産予定 )	
④疾病・障がい等		
※必要添付資料	1. 診断書 2. 身障者手帳の写し 3. 療育手帳の写し 4. その他( )	
氏名	病名	入院・通院の期間(回数)
児童との続柄( )		入院( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 通院(週に 回) (月に 回)
⑤同居又は長期入院している親族の常時介護・看護		
※必要添付資料	1. 診断書 2. 身障者手帳の写し 3. 療育手帳の写し 4. その他( )	
看護等をしている人	看護されている人	看護等の状況
児童との続柄( )	児童との続柄( )	
⑥その他 (災害復旧等)		
※必要添付資料	1. 災証明書 2. その他( )	
氏名	入会が必要な要件内容	
児童との続柄( )		

(注意) ※日付の記入のないもの・保護者印のないものは無効です。

※証明内容に不正な事実が判明した場合は、入会を取り消す場合があります。

様式第4号(第10条関係)

文 書 番 号 年 月 日					
様					
久米島町長					
印					
久米島町放課後児童クラブ入会承認通知書					
久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第10条の規定によりクラブへの入会を下記のとおり承認します。					
記					
児 童 名		生 年 月 日		性 別	
児 童 ク ラ ブ 名					
入 会 期 間					
利 用 料 金					
入 会 条 件					
備考					
1 久米島町放課後児童クラブ入会申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を児童クラブへ届けてください。 [住所、氏名、勤務先、緊急時の連絡先、入会形態、健康保険証] の変更					
2 入会期間中であっても、入会基準に該当しなくなった場合又は、利用料金が2月以上納入されない場合には、児童クラブの入会を解除するものとします。					
3 退会する場合は、所定の久米島町放課後児童クラブ退会届を提出してください。					

文 書 番 号  
年 月 日

様

久米島町長



久米島町放課後児童クラブ入会不承認通知書

申込みのありました久米島町放課後児童クラブ入会申請については、下記の理由により入会を承認できませんので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第10条の第1項の規定により通知いたします。

記

(理由)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

久米島町長 宛て

住所.....  
保護者.....  
氏名.....㊟

久米島町放課後児童クラブ退会届

年 月 日付をもって、児童クラブを退会しますので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

児童名		性別	男・女
児童クラブ名	児童クラブ	生年月日	年 月 日
退会理由	.....		
	.....		
	.....		
	.....		

様式第7号(第11条関係)

様					文 書 番 号 年 月 日
久米島町長					印
<b>久米島町放課後児童クラブ退会決定通知書</b>					
年 月 日付で久米島町放課後児童クラブの退会を決定したので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第11条の第3項の規定により通知いたします。					
記					
児 童 名		生年 月日		性 別	
児童クラブ名	児童クラブ				
退 会 理 由	----- ----- -----				
備 考	-----				

様式第8号(第12条関係)

年 月 日			
久米島町長 宛て			
住所			
保護者			
氏名			
㊟			
久米島町放課後児童クラブ体会届			
下記のとおり久米島町放課後児童クラブを体会しますので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第12条の規定により届け出ます。			
記			
児 童 名		性 別	男 ・ 女
児 童 ク ラ ブ 名		生 年 月 日	年 月 日
休 会 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 会 理 由			

様式第9号(第13条関係)

年 月 日	
久米島町長 宛て	
クラブ名 _____ 児童クラブ 保護者氏名 _____ 児童氏名 _____	
久米島町放課後児童クラブ申請事項変更届	
下記のとおり、申請事項に変更がありましたので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第13条の規定により届け出ます。	
記	
変更事項	[住所] [氏名] [勤務先] [緊急時連絡先] [健康保険証] [入会形態] [入会希望理由] [その他]
変更前	
変更後	
(備考) <u>変更を証する書類を添付してください。</u>	

様式第10号(第15条関係)

久米島町長 宛て		年 月 日	
住所		保護者氏名	
		印	
<b>久米島町放課後児童クラブ利用料金免除申請書</b>			
児童クラブ利用料金の免除を受けたいので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第15条の規定により次のとおり申請します。			
児童クラブ名	児童クラブ		
児童名	生年月日	免除申請する利用料金	月額 円
児童名	生年月日	免除申請する利用料金	月額 円
児童名	生年月日	免除申請する利用料金	月額 円
免除を必要とする理由			
1 生活扶助を受けている。 2 児童扶養手当を受けている。 3 就学援助を受けている。			
担当者意見			
同意書 入会期間中において利用料金免除可否の判断のために必要があるときは、久米島町放課後児童クラブ担当職員が上の1から3の申請理由に該当するか否かを確認するため、各受給台帳等を閲覧することに同意します。			
		保護者氏名	印

文 書 番 号  
年 月 日

様

久米島町長



久米島町放課後児童クラブ利用料金免除（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった児童クラブ利用料金の免除については、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第15条第3項の規定により、（承認します・承認できません）ので通知します。

児童クラブ名

児童名	生年月日	利用料金 月額	円
児童名	生年月日	利用料金 月額	円
児童名	生年月日	利用料金 月額	円

免除期間

年 月 日 ～ 年 月 日

免除をした理由

- 1 生活扶助を受けている。
- 2 児童扶養手当を受けている。
- 3 就学援助を受けている。

様式第12号(第17条関係)

放課後児童健全育成事業協議書

年 月 日

久米島町長 様

住 所  
児童クラブ名  
代 表 者 名

年度久米島町放課後児童健全育成事業の委託を受けたいので、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則第17条第1項の規定により次のとおり協議いたします。

- 1 事業名 久米島町放課後児童健全育成事業
- 2 添付書類
  - (1) 放課後児童健全育成事業実施計画書
  - (2) 放課後児童名簿
  - (3) 放課後児童健全育成事業歳入歳出予算書

放課後児童健全育成事業実施計画書

- 1 児童クラブ名 \_\_\_\_\_
- 2 開設年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 開設場所 \_\_\_\_\_ 分類記号 \_\_\_\_\_  
 (〇〇児童館・△△小学校庭施設)等施設の名称などを記入すること。  
 (分類記号：A児童館・B余裕教室・C1学校敷地内専用施設・C2公有地内専用施設・C3民有地内専用施設・D民家・E団地等集会所・F公的施設・G保育所・H幼稚園・Iその他)  
 ア 構造〔鉄筋・ブロック・木造・鉄骨・その他( )〕  
 イ 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (専用 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)
- 4 所在地 \_\_\_\_\_
- 5 設置主体 \_\_\_\_\_ 経営主体 \_\_\_\_\_
- 6 開設状況  
 ア 年間開設日数 \_\_\_\_\_ 日(左記のうち土曜日\_\_日、日曜・祝日\_\_日)  
 イ 休日 ・毎週日曜日 ・毎週土曜日 ・第\_\_土曜日 ・毎週\_\_曜日  
 ・夏休み等\_\_日間 ・年末年始\_\_日間 ・その他\_\_\_\_\_  
 (該当箇所を○で囲み、曜日・日数等を記入すること。)  
 ウ 開設時間

平 日	土 曜 日	夏 休 み 等
: ~ :	: ~ :	: ~ :
( 時間)	( 時間)	( 時間)

7 対象児童数

区 分	1～3学年	4～6学年	その他	計
定 員				
(障 害 児)	( )	( )	( )	( )
現 員				
(障 害 児)	( )	( )	( )	( )

( )には、障害児数を再掲すること。

8 放課後児童指導員の配置状況

ア 総括表

児童の遊びを指導する者		その他の職員	
常勤	非常勤	常勤	非常勤
人	人	人	人

イ 個別表

区分	氏名	所持する資格	雇用形態	雇用期間	報酬月額
基本分・加算分		教諭(高・中・小・幼・特)児童の遊びを指導する者、保育士、その他( )、無資格	常用日雇パート	年 月 日 ～ 年 月 日	年 円 月額 円 月平均 日勤務
基本分・加算分		教諭(高・中・小・幼・特)児童の遊びを指導する者、保育士、その他( )、無資格	常用日雇パート	年 月 日 ～ 年 月 日	年 円 月額 円 月平均 日勤務
基本分・加算分		教諭(高・中・小・幼・特)児童の遊びを指導する者、保育士、その他( )、無資格	常用日雇パート	年 月 日 ～ 年 月 日	年 円 月額 円 月平均 日勤務
障害児担当		教諭(高・中・小・幼・特)児童の遊びを指導する者、保育士、その他( )、無資格	常用日雇パート	年 月 日 ～ 年 月 日	年 円 月額 円 月平均 日勤務

(注)1 区分欄の「基本分・加算分」は該当するものに○印を付けること。

2 資格欄は、該当するものに○印を付けること。なお、教諭資格を有する場合は、該当する免許区分(高校・中学校・小学校・幼稚園・特別支援学校)にも○印を付けること。

3 雇用形態欄は、該当するものに○印を付けること。

4 報酬月額は、諸手当を除く基本給の額とすること。なお、日額で支給する場合は、月平均勤務日数も記入すること。



様式第15号(第17条関係)

放課後児童健全育成事業歳入歳出予算書

歳入

(単位 円)

区	分	金	額	説	明
合	計				

歳出

(単位 円)

区	分	金	額	説	明
合	計				

様式第16号(第17条関係)

久米島町放課後児童健全育成事業業務委託契約書

久米島町(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は久米島町放課後児童健全育成事業の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は乙に対して久米島町放課後児童健全育成事業を委託し、乙はこれを受託する。

(契約の履行)

第2条 乙は、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則に基づき、実施するものとする。

2 契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(委託料の支払)

第3条 甲は、この事業に係る経費として次のとおり委託料を乙に支払うものとする。

委託料 円

2 乙は、委託料を報償費、需用費、役務費、使用料、貸借料、備品購入費及び放課後児童指導員の人件費以外に使用してはならない。

3 乙は、甲の指示する手続に従って、委託料の支払いを請求するものとする。

4 委託料の支払いは、年 回とする。

(安全管理義務)

第4条 乙は、常に児童の安全管理等につき細心の注意を払うものとし、事故の防止や避難方法についても十分配慮すること。

2 乙は、事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(状況報告等)

第5条 甲は、乙に対し事業の実施状況について必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは協議を行うことができる。

2 乙は、この事業の遂行が困難となった場合には、速やかに甲の指示を受けなければならない。

3 甲は、この事業の遂行について必要がある場合には、乙に指導助言をすることができる。

(実績報告)

第6条 乙は、事業完了後速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙に事業を行わせることが不相当と認めるときは、本契約を解除することができる。

(その他)

第8条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住 所

久米島町  
久米島町長

乙 受託者 住 所

児童クラブ名

代 表 者 名

様式第1号(第9条関係)  
様式第2号(第9条関係)  
様式第3号(第9条関係)  
様式第4号(第10条関係)  
様式第5号(第10条関係)  
様式第6号(第11条関係)  
様式第7号(第11条関係)  
様式第8号(第12条関係)  
様式第9号(第13条関係)  
様式第10号(第15条関係)  
様式第11号(第15条関係)  
様式第12号(第17条関係)  
様式第13号(第17条関係)  
様式第14号(第17条関係)  
様式第15号(第17条関係)  
様式第16号(第17条関係)